

国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区
蕪栗沼特別保護地区
指定計画書（案）

平成17年 月 日

環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

蕪栗沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

町道夜ノ森・牛ヶ塚線と蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（野谷地地区）の交点を起点とし、同所から町道夜ノ森・牛ヶ塚線を南西進し、町道真角・御堂下線との交点に至り、同所から町道真角・御堂下線を北西進し、町道伸萌西線との交点に至り、同所から町道伸萌西線を北西進し、小山田川堤防右岸との交点に至り、同所から小山田川堤防右岸を北進し、対岸の蕪栗沼遊水地周囲堤と囲ぎよう堤（いずれも四分区地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水地周囲堤（四分区地区）を北進し、蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（四分区地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（四分区地区）を東進し、町道沼崎下沼崎前線との交点に至り、同所から町道沼崎下沼崎前線を北東進し、町道中沼崎沼崎前線との交点に至り、同所から町道中沼崎沼崎前線を北進し、蕪栗沼遊水地周囲堤（沼崎地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水地周囲堤（沼崎地区）を東進し、蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（白鳥地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（白鳥地区）を南進し、蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（野谷地地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（野谷地地区）を南東進し、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日まで（10 年）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

特別保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

特別保護地区の指定目的

蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区は、宮城県の北部に広がる平野に位置し、北

上川の支流である旧迫川の氾濫原に形成された自然遊水池の沼及びその周囲の水田地帯である。

このような自然環境を反映して、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の越冬地として全国でも最大級の規模を持つ。特に「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された準絶滅危惧のマガンは、毎年2万羽以上の越冬が確認されている。また、絶滅危惧 B 類のオジロワシの越冬が確認されているほか、絶滅危惧 類のオオタカの生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、当該区域内の沼、湿地及び水田は、マガンを始めとするガンカモ類のねぐらの場及び採餌の場に利用されていることから、特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元 NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 4 2 3 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野

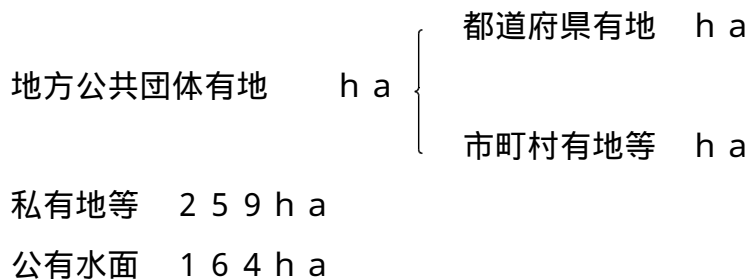
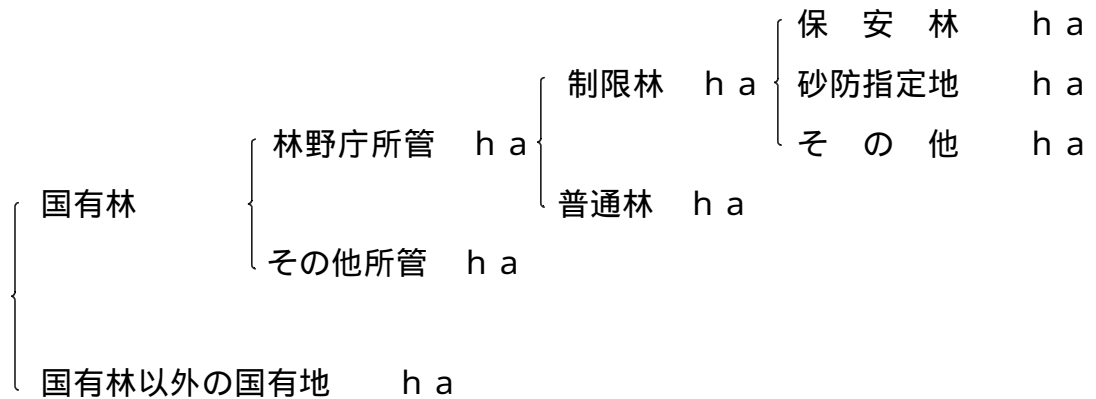
農耕地 2 5 9 h a

水 面 1 6 4 h a

その他

イ 所有者別内訳

国有地 164ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha
		自然環境保全地域普通地区	ha
自然公園法による地域	ha	特別保護地区	ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha
文化財保護法による地域	ha		

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、宮城県の北部に位置し、宮城県栗原市、登米市及び遠田郡田尻町に所在する。

イ 地形、地質等

当該区域は、北上川の河口から約40kmにある旧迫川の氾濫原を、河川改修等によって整備した地域であり、遊水池と水田地帯となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、蕪栗沼では、アサザ、ヒシ、ハス等の浮遊植物、水際にはマコモ、ヨシ等の抽水植物のほか、ヤナギ類が生育している。

また、湿地帯の白鳥地区では、アサザ、ガガブタ、ミズアオイ、オオアブノメ等の植物の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、ガンカモ類では、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ、マガモ等の渡り鳥の渡来が確認されているほか、カルガモ、オオバンなどの繁殖も確認されている。

猛禽類では、オジロワシの渡来が確認されている。

哺乳類では、キツネ、タヌキ、イタチ、ノウサギ、アブラコウモリ、モグラ及びアカネズミの5目6科7種が確認されている。

魚類では、ゼニタナゴ、メダカ等を始め、32種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別紙

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該地域内では、水稻及び転作作物（大豆、牧草）の食害の他、牛の飼料等に活用している稲藁にガンカモ類の糞の混入被害が見られる。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	25本
特別保護地区用制札	本
案内板	3基

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ ハジロカイツブリ	
ペリカン	ウ	カワウ	
コウノトリ	サギ	サンカノゴイ	EN
		ヨシゴイ	
		オオヨシゴイ	EN
		ゴイサギ	
		ササゴイ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
		アオサギ	
		ムラサキサギ	
	コウノトリ	コウノトリ	CR
	トキ	ヘラサギ	DD
カモ	カモ	シジュウカラガン	CR
		コクガン	国天、VU
		マガン	国天、NT
		カリガネ	
		ヒシクイ	国天、VU
		ハクガン	DD
		サカツラガン	DD
		オオハクチョウ	
		コハクチョウ	
		オシドリ	
		マガモ	
		カルガモ	
		コガモ	
		トモエガモ	VU
		ヨシガモ	
		オカヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		アメリカヒドリ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
		ハシビロガモ	
		ホシハジロ	
		スズガモ	
		キンクロハジロ	
		ホオジロガモ	
		ミコアイサ	
		カワアイサ	
タカ	タカ	ミサゴ	NT
		ハチクマ	NT
		トビ	
		オジロワシ	国天、EN
		オオワシ	国天、VU
		オオタカ	VU
		ツミ	
		ハイタカ	NT
		ケアシノスリ	
		ノスリ	
		サシバ	
		クマタカ	EN
		ハイイロチュウヒ	
		チュウヒ	VU
	ハヤブサ	ハヤブサ	VU

		チゴハヤブサ コチョウゲンボウ チョウゲンボウ	
キジ	キジ	ウズラ コジュケイ ヤマドリ キジ	DD
ツル	ツル	タンチョウ マナヅル	特天、VU VU
	クイナ	クイナ ヒメクイナ ヒクイナ シマクイナ バン オオバン	VU
チドリ	タマシギ	タマシギ	
	チドリ	コチドリ イカルチドリ シロチドリ ムナグロ ダイゼン ケリ タゲリ	
	シギ	トウネン ヒバリシギ オジロトウネン アメリカウズラシギ ウズラシギ ハマシギ サルハマシギ エリマキシギ キリアイ オオハシシギ ツルシギ コアオアシシギ コキアシシギ アオアシシギ クサシギ タカブシギ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ オグロシギ オオソリハシシギ チュウシャクシギ タシギ オオジシギ	NT EN
	セイタカシギ	セイタカシギ	
	ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ	
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU
	カモメ	ユリカモメ セグロカモメ カモメ ウミネコ ハジロクロハラアジサシ クロハラアジサシ コアジサシ	VU
ハト	ハト	キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ ツツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	トラフズク コミミズク	

		コノハズク オオコノハズク アオバズク	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ カワセミ	
キツツキ	キツツキ	アリスイ コゲラ アオゲラ アカゲラ	
スズメ	ヒバリ ツバメ	ヒバリ ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ タヒバリ	
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	チゴモズ モズ アカモズ オオモズ	VU NT
	レンジャク	キレンジャク ヒレンジャク	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	ツグミ	コマドリ オガワコマドリ ノゴマ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ マミジロ クロツグミ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ツグミ	
	ウグイス	ウグイス オオセッカ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ オオヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ キクイタダキ セッカ キビタキ オオルリ	EN
	エナガ	エナガ	
	シジュウカラ	コガラ ヒガラ シジュウカラ ヤマガラ	
	メジロ	メジロ	

ホオジロ	ホオジロ コジュリン ホオアカ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ ノジコ アオジ クロジ シベリアジュリン オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ	VU NT NT
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ ハギマシコ ベニマシコ アカマシコ ウソ シメ イカル	
ハタオリドリ	ニューナイスズメ スズメ	
ムクドリ	コムクドリ ムクドリ	
カラス	カケス オナガ コクマルガラス ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
合計(種)	219種	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	モグラ	モグラ	
コウモリ	オオコウモリ	アブラコウモリ	
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
ネズミ	ネズミ	アカネズミ	
ネコ	イヌ	ホンドキツネ ホンドタヌキ	
	イタチ	イタチ	
合計(種)		7種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR: 絶滅危惧 A類、EN: 絶滅危惧 B類、VU: 絶滅危惧 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。